# ガス導管事業者の平成30(2018)年度 収支状況等の事後評価について

本年度における一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者(以下「ガス 導管事業者」という。)の収支状況等の事後評価の進め方について、ご審議い ただく。

#### 1. 趣旨

ガス導管事業者の平成30年度収支状況等の事後評価について、令和元年6月28日電力・ガス取引監視等委員会決定を踏まえ、料金審査専門会合において、法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理)を実施することとする。(令和元年11月1日付にて、経済産業大臣及び各経済産業局長等から、ガス導管事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求め(資料4-1)があったところ。)

また、追加的な分析・評価として、大きな超過利潤が発生しているガス導管事業者について、その要因を分析することにより、託送料金の低廉化を促進する。 さらに、効率化に向けた取組状況に関して、一般社団法人日本ガス協会が実施する中小事業者等への技術的サポート等の状況を聴取する。

あわせて、内管工事の取組状況として各社の取組状況等を評価することにより、引き続き、その効率化・低廉化を促進する。

#### 2. 本年度の進め方(案)

#### 1) 対象事業者

託送供給約款を定めているガス導管事業者及び託送供給に係る料金その他 の供給条件を届け出ているガス導管事業者(全143社)

#### 2) 評価内容

料金審査専門会合において、主に以下の項目について、上述1)の対象事業者の収支状況等を分析・評価する。

#### ① 法令に基づく事後評価

各事業者の託送収支について、公表された収支を踏まえ、各社の超過利潤の状況を把握するとともに、変更命令の対象となる事業者には、今後の料金改定の実施予定を聴取する。

#### ② 追加的な分析・評価

上記①の変更命令の対象となる事業者以外の事業者の中にも、需要増などの要因により大きな超過利潤が発生している事業者がいる。これらの事業者について、その要因を分析するとともに、今後も大きな超過利潤が継続すると見込まれる場合には、今後の方針を聴取する。

#### ③ 効率化に向けた取組状況

昨年度の事後評価において、一般社団法人日本ガス協会に対し、中小事業者等の技術的サポート等を行うよう依頼したことから、その状況について聴取する。

#### ④ 内管工事の取組状況

一般ガス導管事業者が実施する内管工事について、各社の取組状況等を評価することにより、引き続き、効率化・低廉化を促進する。

#### 3. スケジュール

11月 料金審査専門会合での審議の開始

法令に基づく事後評価の結果について経済産業大臣及

び各経済産業局長等へ回答

今年目途料金審査専門会合とりまとめ、委員会への報告

(参考) 2017年度託送収支の事後評価における開催時期

2018年 9月26日 経済産業大臣等から電力・ガス取引監視等委員会 へ意見聴取

9月27日 第177回電力・ガス取引監視等委員会

事後評価の進め方について審議10月25日 第33回料金審査専門会合

12月12日 第34回料金審査専門会合

2019年 1月15日 第35回料金審査専門会合

1月18日 第191回電力・ガス取引監視等委員会

省令等改正の建議について審議

2月18日 第36回料金審查専門会合

3月15日 第37回料金審查専門会合

3月28日 第201回電力・ガス取引監視等委員会

経済産業大臣等への回答について審議

3月28日 電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣等 へ回答

### 一般送配電事業者およびガス導管事業者の収支状況等の 事後評価の在り方について

令和元年6月28日決定 電力・ガス取引監視等委員会

### 1. 背景

現在の託送料金制度は、電力・ガスシステム改革において、小売全面自由化後の託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当とされた。その際、事後評価については、それまでのストック管理方式に加え、より厳正な事後評価を実施する観点から、フロー管理方式を追加的に導入することとなった(電気事業法およびガス事業法)。

電力・ガス取引監視等委員会では、電力については平成28年度実績分から、 ガスについては平成29年度実績分から、これら法令に基づく事後評価に加え、 独自に各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関 する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押ししてき た(電力・ガス取引監視等委員会決定)。

#### 2. 見直しの方向性

自由化初年度において、こうした多面的かつ詳細な分析・評価が行われたことにより、各社の収支状況や経営効率化の実態が明らかになり、また、取組状況の見える化を通じて他の事業者への横展開が促されるなど、効率化に向けた取組を後押しするという当初の目的は相当程度果たされたと評価される。

他方、引き続き更なる効率化を促すと同時に、必要な投資へとつなげていくためには、事後評価の枠組みや料金審査専門会合における"査定的な"手法にとらわれることなく、それぞれの目的に対応した適切な場・適切な手法・適切な時期に検討を発展させていくことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、法令に基づく事後評価(ストック管理・フロー管理等)については引き続き厳正に行っていくとともに、追加的な分析・評価については、 その目的を整理した上で、必要に応じて、料金審査専門会合以外の場での検討、 "査定的な"手法以外の方法による取組促進、必要なデータの収集方法の見直し、制度への反映を視野に入れた分析などへ移行させていくこととする。

また、将来的には事業者自らの説明責任の下で、経営効率化等の取組が自律して進んでいく形になることが望ましいことから、制度的な対応も含めて、より効果的で実効性のある取組に発展させていく。

なお、「一般送配電事業者の収支状況(託送収支)の事後評価について」(平成29年1月24日電力・ガス取引監視等委員会決定)については、その取り扱いを見直し、今後行われる目的に応じた検討で代替していくこととする。

#### 3. スケジュール

- 本日:大きな見直しの方向性を決定
- 現状想定される今後の進め方 (イメージ):

7月末	一般送配電事業者およびガス導管事業者が平成30年度の	
	託送収支を公表	
(秋頃まで)	(法令上の事後評価の枠外で行う検討事項について検討)	
秋	経済産業大臣からの事後評価に関する意見聴取	
	料金審査専門会合の開催	
	※見直し後の事後評価の進め方について当委員会での議論	
	を踏まえ、専門会合に提示	
年内目処	料金審査専門会合における事後評価の確認	
	当委員会での審議を経て経済産業大臣への回答	
年明け以降	法令上の事後評価の枠外で行う調査・検討事項のうち、料	
	金審査専門会合で検討することと判断された事項がある場	
	合には議論を継続	
	(別の場での検討とされる場合には、当該場において検	
	討)	

官 印 省 略 2 0 1 9 0 9 1 8 資第 2 号 令 和 元 年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

#### 経済産業大臣

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)及び(39)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

· 東京瓦斯株式会社 法人番号 6010401020516 · 大阪瓦斯株式会社 法人番号 3120001077601 · 東邦瓦斯株式会社 法人番号 2180001022387 · 西部瓦斯株式会社 法人番号 6290001014048 · 東部瓦斯株式会社 法人番号 3010001051798 · 国際石油開発帝石株式会社 法人番号 7010401078520 · 石油資源開発株式会社 法人番号 3010001108219 ・静浜パイプライン株式会社 法人番号 8080001011618 ·株式会社IERA 法人番号 6010001167617

官 印 省 略 20191029 北海道第 1 号 令 和 元 年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

北海道経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)及び(39)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

・北海道瓦斯株式会社法人番号 5430001021815・旭川ガス株式会社法人番号 1450001000317・釧路ガス株式会社法人番号 1460001000398・室蘭ガス株式会社法人番号 3430001057118・苫小牧ガス株式会社法人番号 3430001053447・エア・ウォーター株式会社法人番号 1430001009475・釧路エルエヌジー株式会社法人番号 2460001005223

## 経済産業省東北経済産業局

官 印 省 略 20191031東北第17号 令和元年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

#### 東北経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23) 及び(39) ⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

• 庄内町

•	八戸ガス株式会社
	塩釜ガス株式会社
•	仙南ガス株式会社
•	のしろエネルギーサービス株式会社
•	山形ガス株式会社
	酒田天然瓦斯株式会社
•	庄内中部ガス株式会社
•	福島ガス株式会社
	由利本荘市
	男鹿市企業局
•	仙台市ガス局

JXエルエヌジーサービス株式会社

法人番号6420001006394 法人番号6370601000129 法人番号7370101007498 法人番号9410001001956 法人番号7390001006240 法人番号6380001008092 法人番号6380001001400 法人番号8000020052108 法人番号8000020052108 法人番号9000020064289 法人番号3420001013451

官 印 省 略 20191023 関東第 64 号 令和元年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

関東経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)、(39)⑤及び(40)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

東部液化石油株式会社
足利ガス株式会社
佐野瓦斯株式会社
栃木ガス株式会社
北日本ガス株式会社
桐生瓦斯株式会社
大番号 2060001018230
法人番号 2060001020353
法人番号 1060001016501
法人番号 9060001014092
場上瓦斯株式会社
法人番号 3070001015806

- 館林瓦斯株式会社
- ・ 伊勢崎ガス株式会社
- ・太田都市ガス株式会社
- 武州瓦斯株式会社
- ・埼玉ガス株式会社
- ・東彩ガス株式会社
- ・大東ガス株式会社
- ・ 西武ガス株式会社
- ・本庄ガス株式会社
- 武蔵野瓦斯株式会社
- ・角栄ガス株式会社
- · 新日本瓦斯株式会社
- ・ 鷲宮ガス株式会社
- ・日高都市ガス株式会社
- ・幸手都市ガス株式会社
- ・入間ガス株式会社
- ・坂戸ガス株式会社
- ・松栄ガス株式会社
- ・伊奈都市ガス株式会社
- 堀川産業株式会社
- · 京葉瓦斯株式会社
- ・大多喜ガス株式会社
- ・野田ガス株式会社
- ・東日本ガス株式会社
- ・京和ガス株式会社
- · 日本瓦斯株式会社
- ・青梅ガス株式会社
- ・武陽ガス株式会社
- ・昭島ガス株式会社
- 小田原瓦斯株式会社
- •秦野瓦斯株式会社
- 厚木瓦斯株式会社
- 湯河原瓦斯株式会社

法人番号 4070001021811 法人番号 7070001013070 法人番号 3070001018858 法人番号 7030001055496 法人番号 3030001086330 法人番号 8030001051263 法人番号 3030001056382 法人番号 8030001089452 法人番号 2030001060385 法人番号 5030001026664 法人番号 9011001005458 法人番号 2030001062019 法人番号 6030001031267 法人番号 7030001089817 法人番号 7030001031423 法人番号 5030001026755 法人番号 6030001068771 法人番号 2030001071044 法人番号 1030001042293 法人番号 1030001035561 法人番号 8040001026108 法人番号 3040001059104 法人番号 6040001071428 法人番号 6040001066700 法人番号 9040001038011 法人番号 9010001061924 法人番号 2013101003471 法人番号 3013101000328 法人番号 8012801001829 法人番号 4021001032398 法人番号 7021001022743 法人番号 3021001019215

法人番号 1021001032054

- 北陸瓦斯株式会社
- ・新発田ガス株式会社
- ・越後天然ガス株式会社
- 蒲原瓦斯株式会社
- ・栄ガス消費生活協同組合
- 白根瓦斯株式会社
- 吉田瓦斯株式会社
- 東京ガス山梨株式会社
- ・松本ガス株式会社
- ・上田ガス株式会社
- 諏訪瓦斯株式会社
- ・長野都市ガス株式会社
- ・静岡ガス株式会社
- 熱海瓦斯株式会社
- ・御殿場ガス株式会社
- ・ 東海ガス株式会社
- 島田瓦斯株式会社
- ・中遠ガス株式会社
- ・袋井ガス株式会社
- ・フジオックス株式会社
- 東金市
- •習志野市
- 白子町
- 大網白里市
- 九十九里町
- 長南町
- 上越市
- 見附市
- 妙高市
- 小千谷市
- 魚沼市
- 糸魚川市
- ・南富士パイプライン株式会社

法人番号 5110001004983 法人番号 5110001012623

法人番号 4110001008110

法人番号 5110001008233

法人番号 8110005005620

法人番号 3110001015660

法人番号 4090001010259

法人番号 2090001001128

法人番号 8100001014056

法人番号 9100001009559

法人番号 1100001018402

法人番号 3100001004887

法人番号 4080001002686

法人番号 5080101012519

法人番号 8080101004050

法人番号 6080001015050

法人番号 8080001013060

法人番号 9080401014392

法人番号 5080401017309

法人番号 7011501008490

法人番号 7000020122131

法人番号 6000020122165

法人番号 1000020124249

法人番号 8000020122394

法人番号 8000020124036

法人番号 1000020124273

法人番号 9000020152226

法人番号 8000020152111

法人番号 6000020152170

法人番号 4000020152081

法人番号 8000020152251

法人番号 7000020152161

法人番号 7010001136100

- 日本海洋石油資源開発株式会社
- ・川崎ガスパイプライン株式会社
- ・ガスネットワーク吉田株式会社

法人番号 9010401054809 法人番号 7010001034774 法人番号 2080001011656

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)及び(39)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

· 中部瓦斯株式会社

· 犬山瓦斯株式会社

· 津島瓦斯株式会社

・大垣ガス株式会社

· 中部電力株式会社

(法人番号:7180301006250)

(法人番号:9180001080718)

(法人番号: 2180001096522)

(法人番号:1200001013368)

(法人番号: 3180001017428)

官 印 省 略 20191001 北陸第 1 号 令和元年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中部経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

・日本海ガス株式会社

・高岡ガス株式会社

法人番号 2230001002284

法人番号 2230001010411

官 印 省 略 20191023 近畿第 115 号 令和元年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

近畿経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

・甲賀協同ガス株式会社	法人番号 6160001005068
・河内長野ガス株式会社	法人番号 2120101033546
• 伊丹産業株式会社	法人番号 5140001077993
・大和ガス株式会社	法人番号 2150001013744
・桜井ガス株式会社	法人番号 9150001009315
• 株式会社大武	法人番号 3150001012489
・大津市	法人番号 9000020252018

官 印 省 略 20190927中国第 31号 令和元年 1 1月 1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

中国経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)及び(40)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

・岡山ガス株式会社

· 水島瓦斯株式会社

・広島ガス株式会社

· 福山瓦斯株式会社、

・山口合同ガス株式会社

・瀬戸内パイプライン株式会社

・水島エルエヌジー株式会社

法人番号 5260001001009

法人番号 2260001014888

法人番号 2240001009205

法人番号 5240001032666

法人番号 6250001006503

法人番号 8240001015759

法人番号 9260001015302

(電力・ガス事業課主管)

官 印 省 略 20191010四国第1号 令和元年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

四国経済産業局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

・四国ガス株式会社

法人番号 4500001011652

(電力・ガス事業室主管)

官 印 省 略 20190930 九州第 15 号 令和元年 1 1 月 1 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

九州経済産業局長

一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の事後 評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)及び(39)⑤に基づく一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

#### (対象事業者)

・大牟田瓦斯株式会社
・筑紫ガス株式会社
・高松ガス株式会社
・久留米ガス株式会社
・鳥栖ガス株式会社
・島栖ガス株式会社
・佐賀ガス株式会社
法人番号 5290801011286
法人番号 7290001051593
法人番号 4300001006251
法人番号 5300001003512

・九州ガス株式会社

· 大分瓦斯株式会社

· 宮崎瓦斯株式会社

· 日本瓦斯株式会社

・加治木瓦斯株式会社

・国分隼人ガス株式会社

・九州ガス圧送株式会社

· 三愛石油株式会社

・筑後ガス圧送株式会社

法人番号 3310001007919

法人番号 1320001006228

法人番号 5350001001692

法人番号 4340001003385

法人番号 7340001007846

法人番号 6340001007244

法人番号 2290001025908

法人番号 2010701003604

法人番号 8290001059157

官 印 省 略 府経石ガ第55号 令和元年11月1日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

内閣府沖縄総合事務局長

一般ガス導管事業者の収支状況の事後評価について

ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について(平成12・09・28資第8号) I 第2(23)に基づく一般ガス導管事業者の収支状況の確認について、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

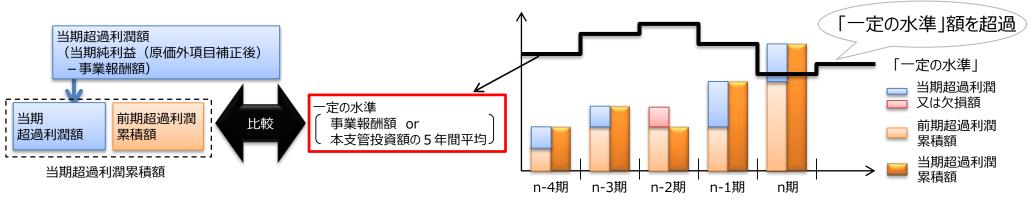
記

(対象事業者) 沖縄ガス株式会社

法人番号 6360001000288

## 【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

### <ストック管理方式>

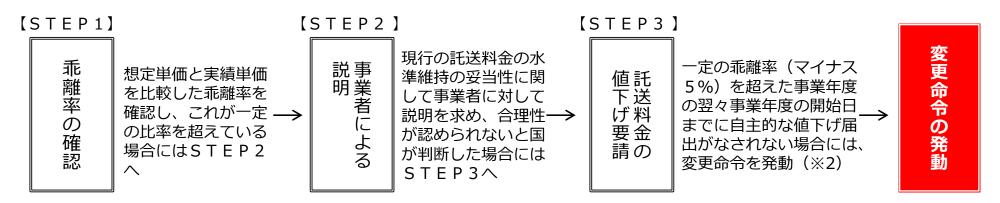


当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、 経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動(※1)



(※1) n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n+2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。 ただし、直近の料金改定から3年を経過していない場合は、当該3年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動(n+1年度にも一定水準を超過した場合を除く)。

### <フロー管理方式>



(※2) 原価算定期間 (原則3年) が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

### (関係条文) ガス事業法(一般ガス導管事業者関連)

(託送供給約款に関する命令及び処分)

- 第五十条 経済産業大臣は、料金その他の供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、第四十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款(同条第二項の変更の認可を受けたとき、又は同条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの)又は同条第三項ただし書の認可を受けた料金その他の供給条件(次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給約款又は料金その他の供給条件)の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、託送供給約款又は料金その他の供給条件を変更することができる。

### (関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (一般ガス導管事業者関連)

#### 第二 処分の基準

(23) 法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令

法第50条第1項の託送供給約款の変更の認可の申請命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下の場合とする。

- ① ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合。ただし、次のいずれかに掲げる場合には、原則として該当しないものとする。
  - イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第48条第2項において準用する同条第1項又は同条第6項の規定に基づき託送供給約款料金の改定(以下この (23)において「料金改定」という。)の認可申請又は届出がなされている場合。
  - □ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度(以下この口において「基準年度」という。)の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の認可申請又は届出がなされている場合(ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の認可申請又は届出がなされている場合。)。

なお、上記の判断に当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却 資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却 費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は 当期欠損累積額に加えるものとする。

② ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して一般ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と一般ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

### (関係条文) ガス事業法(特定ガス導管事業者関連)

#### (託送供給約款)

- 第七十六条 特定ガス導管事業者は、その供給地点における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済 産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届 け出なければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定め る必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 2 前項本文の規定は、同項本文の規定による届出をした託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。
- 3 特定ガス導管事業者(第一項ただし書の承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、同項本文 (前項において準用する場合を含む。)の規定による届出をした託送供給約款以外の供給条件により託送供給を 行つてはならない。ただし、その託送供給約款により難い特別の事情がある場合において、経済産業大臣の承認 を受けた料金その他の供給条件により託送供給を行うときは、この限りでない。
- 4 <u>経済産業大臣は、</u>第一項本文(第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による届出に係る<u>託送供給約款が次の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、当該特定ガス導管事業者に対し、</u>相当の期限を定め、その託送供給約款を変更すべきことを命ずることができる。
  - 一 第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
  - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 三 特定ガス導管事業者及び第一項本文の規定による届出に係る託送供給約款によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。
- 5 特定ガス導管事業者は、第一項本文の規定による届出をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、そ の託送供給約款を公表しなければならない。

### (関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (特定ガス導管事業者関連)

#### 第二 処分の基準

- (39) 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令
  - 法第76条第4項の託送供給約款の変更命令については、同項各号に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。
- ①~④ (略)
- ⑤ 同項第5号関係
  - 「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、次に掲げる基準の観点から判断するものとする。
  - イ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき<u>公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。</u>ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。
    - (i) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、法第76条第2 項において準用する同条第1項の規定に基づき託送供給約款料金の改定(以下この(39)において「料金改定」という。) の届出がなされている場合。
    - (ii) 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度(以下この(ii)において「基準年度」という。)の翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過していない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合(ただし、当該料金改定の実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされている場合。)。
      - なお、上記の判断に当たってはガス事業託送供給収支計算規則様式第1に計上した減価償却費の額と減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定める耐用年数に基づき計算した減価償却費の額との間に差額があり、かつ、当該差額が欠損額である場合には、当該欠損累積額を当期超過利潤累積額又は当期欠損累積額に加えるものとする。
  - ロ ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において乖離率が一定の比率(マイナス5パーセント)を超過している場合。ただし、現行の託送供給約款料金の水準維持の妥当性に関して特定ガス導管事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、ガス事業託送供給約款料金算定規則に基づいて料金改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。
    - なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と特定ガス導管事業者との間に託送供給約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

### (関係条文) ガス事業法(承認特定ガス導管事業者関連)

(承認特定ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件)

- 第七十七条 前条第一項ただし書の承認を受けた者(以下この条において「承認特定ガス導管事業者」という。) は、その供給地点における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、 経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、 同様とする。
- 2 承認特定ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした料金その他の供給条件によるのでなければ託送供給 を行つてはならない。
- 3 <u>経済産業大臣は、</u>第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件が次の各号のいずれかに該当しないと 認めるときは、その届出をした承認特定ガス導管事業者に対し、相当の期限を定め、その料金その他の供給条件 を変更すべきことを命ずることができる。
  - ー 第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受けようとする者が託送供給を受 けることを著しく困難にするおそれがないこと。
  - 二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
  - 三 承認特定ガス導管事業者及び第一項の規定による届出に係る料金その他の供給条件によりガスの供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に 定められていること。
  - 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
  - 五 <u>前各号に掲げるもののほか、公共の利益の増進に支障がないこと。</u>
- 4 経済産業大臣は、託送供給に関して、承認特定ガス導管事業者と当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者との間で協議をすることができず、又は協議が調わない場合で、その託送供給に係るガスの使用者の利益が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該承認特定ガス導管事業者及び当該承認特定ガス導管事業者から託送供給を受けようとする者に対して、料金その他の供給条件を指示して、託送供給契約を締結すべきことを命ずることができる。
- 5 前項の規定による命令があつたときは、その命令を受けた承認特定ガス導管事業者は、同項の規定による指示に係る料金その他の供給条件について、第一項の届出をしたものとみなす。

### (関係条文) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等 (承認特定ガス導管事業者関連)

#### 第二 処分の基準

(40) 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令 法第77条第3項の託送供給に係る料金その他の供給条件の変更命令については、同項に処分の基準が規定されており、例えば、以下のとおりとする。

①~④ (略)

⑤ 同項第5号関係

「公共の利益の増進に支障がないこと」の判断に当たっては、承認特定ガス導管事業者においては、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき公表した超過利潤累積額管理表において当期超過利潤累積額が一定水準額を超過しているかの観点から判断するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、原則として公共の利益の増進に支障がないものとする。

- イ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の開始の日から翌事業年度の開始の日までに、 法第77条第1項の規定に基づき託送供給に係る料金その他の供給条件の変更の届出により料金の改定(以下 この(40)において「料金改定」という。)の届出がなされている場合。
- □ 当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度(以下この口において「基準年度」という。)の 翌事業年度の開始の日時点において、基準年度の開始の日より前に実施した料金改定の日から3年を経過して いない場合には、当該3年を経過する日までに料金改定の届出がなされている場合(ただし、当該料金改定の 実施日の翌々年度に公表された超過利潤累積額管理表において、一定水準額を超過している場合は、当該超過 利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、料金改定の届出がなされて いる場合。)。

なお、上記の判断に当たっては、ガス小売事業者と承認特定ガス導管事業者との間に同条第1項の規定による届出に係る料金その他の供給条件の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。